

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
法令名	輸出の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	輸出の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ.～ロ. (省略)	(省略)	(省略)	イ.～ロ. (同左)	(同左)	(同左)
ハ. 検疫関係 (イ) (省略)	(省略)	(省略)	ハ. 検疫関係 (イ) (同左)	(同左)	(同左)
(ロ)狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号)	第7条<<輸出入検疫>>	犬等の輸出入検疫規則（平成11年農林水産省令第68号）第9条<<検疫証明書等>>の規定により家畜防疫官が交付する証明書 (1) 犬 「犬の輸出検疫証明書」（同規則様式第5号の3に定めるもの） <u>又はその写し</u> (2) 第2条第1項第2号に掲げる動物 「狂犬病予防法に基づく動物の輸出検疫証明書」（同規則様式第5号の4に定めるもの） <u>又はその写し</u>	(ロ)狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号)	第7条<<輸出入検疫>>	犬等の輸出入検疫規則（平成11年農林水産省令第68号）第9条<<検疫証明書等>>の規定により家畜防疫官が交付する証明書 (1) 犬 「犬の輸出検疫証明書」（同規則様式第5号の3に定めるもの） (2) 第2条第1項第2号に掲げる動物 「狂犬病予防法に基づく動物の輸出検疫証明書」（同規則様式第5号の4に定めるもの）
ニ.～ト. (省略)	(省略)	(省略)	ニ.～ト. (同左)	(同左)	(同左)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ. (省略)	(省略)	(省略)	イ. (同左)	(同左)	(同左)
ロ. 輸入制限、 禁止関係 (イ)～(ヌ) (省略)	(省略)	(省略)	ロ. 輸入制限、 禁止関係 (イ)～(ヌ) (同左)	(同左)	(同左)
(ル) 水産資源保 護法（昭和26年 法律第313号）	第13条の2第1項 「 <u>輸入の許可</u> 」	第13条の2第1項の規定によ り農林水産大臣の許可を要する 水産動物及びその容器包装を 輸入する場合には、同条第4項 の規定により農林水産大臣が交 付する「 <u>輸入許可証</u> 」（水産 資源保護法施行規則（昭和27年 農林省令第44号）別記様式第 2号） <u>又はその写し</u>	(ル) 水産資源保 護法（昭和26年 法律第313号）	第13条の2第1項 「 <u>輸入の許可</u> 」	第13条の2第1項の規定によ り農林水産大臣の許可を要する 水産動物及びその容器包装を 輸入する場合には、同条第4項 の規定により農林水産大臣が交 付する「 <u>輸入許可証</u> 」（水産 資源保護法施行規則（昭和27年 農林省令第44号）別記様式第 2号） <u>の原本</u>
(オ)～(カ) (省略)	(省略)	(省略)	(オ)～(カ) (同左)	(同左)	(同左)
(コ) 火薬類取締	第24条第1項「 <u>輸</u> 」	第24条第1項の規定により都	(コ) 火薬類取締	第24条第1項「 <u>輸</u> 」	第24条第1項の規定により都

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
法（昭和25年法律第149号） (タ)～(ム) (省略)	入の許可>> (省略)	道府県知事が交付する「火薬類輸入許可書」 <u>又はその写し</u> (省略)	法（昭和25年法律第149号） (タ)～(ム) (同左)	入の許可>> (同左)	道府県知事が交付する「火薬類輸入許可書」 (同左)

別表第2

法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ.～ロ. (省略)	(省略)	(省略)
ハ. 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）	第7条<<輸出入検疫>>	犬等の輸出入検疫規則（平成11年農林水産省令第68号）第9条<<検疫証明書等>>の規定により家畜防疫官が交付する証明書 (1) 犬 「犬の輸入検疫証明書」（同規則様式第五号の一に定めるもの） <u>又はその写し</u> (2) 第2条第1項第2号に掲げる動物 「狂犬病予防法に基づく動物の輸入検疫証明書」（同規則様式第5号の2に定めるもの） <u>又はその写し</u>
二.～ト. (省略)	(省略)	(省略)

別表第2

法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ.～ロ. (同左)	(同左)	(同左)
ハ. 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）	第7条<<輸出入検疫>>	犬等の輸出入検疫規則（平成11年農林水産省令第68号）第9条<<検疫証明書等>>の規定により家畜防疫官が交付する証明書 (1) 犬 「犬の輸入検疫証明書」（同規則様式第五号の一に定めるもの） (2) 第2条第1項第2号に掲げる動物 「狂犬病予防法に基づく動物の輸入検疫証明書」（同規則様式第5号の2に定めるもの）
二.～ト. (同左)	(同左)	(同左)